

食品安全基本法（平成15年法律第48号）の概要

目的（第1条）

食品安全の確保に関し、基本理念を定め、関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品安全の確保に関する施策を総合的に推進

基本理念（第3～5条）

- ①国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品安全の確保のために必要な措置が講じられること
- ②食品供給行程の各段階において、食品安全の確保のために必要な措置が適切に講じられること
- ③国際的動向及び国民の意見に配慮しつつ科学的知見に基づき、食品安全の確保のために必要な措置が講じられること

関係者の責務・役割（第6～9条）

○国の責務

基本理念にのっとり、食品安全の確保に関する施策を総合的に策定・実施する

○地方公共団体の責務

基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえ、施策を策定・実施する

○食品関連事業者の責務

- 基本理念にのっとり、
- ・食品安全の確保について一義的な責任を有することを認識し、必要な措置を適切に講ずること
 - ・正確かつ適切な情報の提供に努める
 - ・国等が実施する施策に協力する

○消費者の役割

食品安全の確保に関し知識と理解を深めるとともに、施策について意見を表明するよう努めるこことによって、食品安全の確保に積極的な役割を果たす

施策の策定に係る基本的な方針（第11～21条）

①「食品健康影響評価※」の実施（リスク評価）

- ・施策の策定に当たっては、原則として食品健康影響評価を実施
- ・緊急を要する場合は、施策を暫定的に策定。その後遅滞なく、食品健康影響評価を実施
- ・評価は、その時点の水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に実施

※食品に係る生物学的・化学的・物理的な要因又は状態が食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響を評価すること

②国民の食生活の状況等を考慮するとともに、食品健康影響評価結果に基づいた施策を策定（リスク管理）

③情報の提供、意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進（リスクコミュニケーション）

①緊急の事態への対処・発生の防止に関する体制の整備等

- ②関係行政機関の相互の密接な連携の下での施策の策定
- ③試験研究の体制の整備、研究開発の推進、研究者の養成等
- ④国の内外の情報の収集、整理、活用等
- ⑤表示制度の適切な運用の確保等
- ⑥教育・学習の振興及び広報活動の充実
- ⑦環境に及ぼす影響に配慮した施策の策定

食品安全委員会の設置（第22～38条）

①所掌事務等

- ・関係大臣の諮問に応じ、又は自ら食品健康影響評価を実施（リスク評価）
- ・食品健康影響評価の結果に基づき、関係大臣に勧告
- ・食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況を監視し、関係大臣に勧告
- ・調査審議を行い、関係行政機関の長に意見を述べる（緊急時等）
- ・調査研究の実施
- ・関係者相互間の情報・意見の交換につき、自ら実施・関係行政機関の取組みの調整（リスクコミュニケーション）
- ・資料提出の要求や緊急時の調査要請等

②組織等

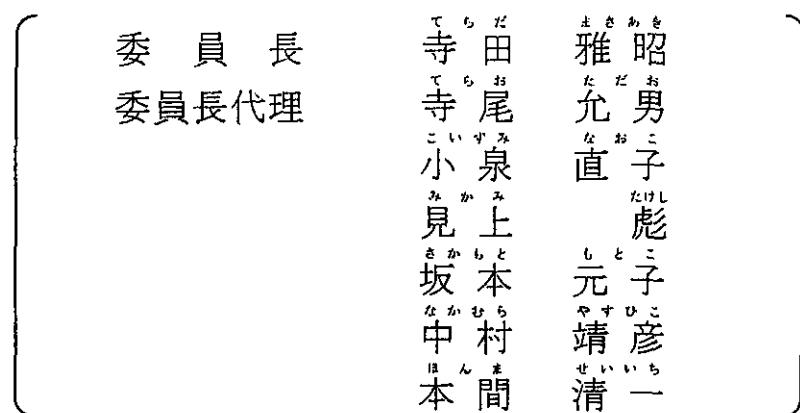
- ・委員7名で構成（3名は非常勤）
- ・有識者から内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命（任期3年）
- ・委員長は互選で常勤の委員から選出
- ・専門委員や事務局の設置

措置の実施に関する基本的事項（第21条）

- 政府は、上記により講じられる措置の実施に関する基本的事項※を策定
- 内閣総理大臣は食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成
- ※食品健康影響評価の実施、緊急事態等への対処に関する事項等

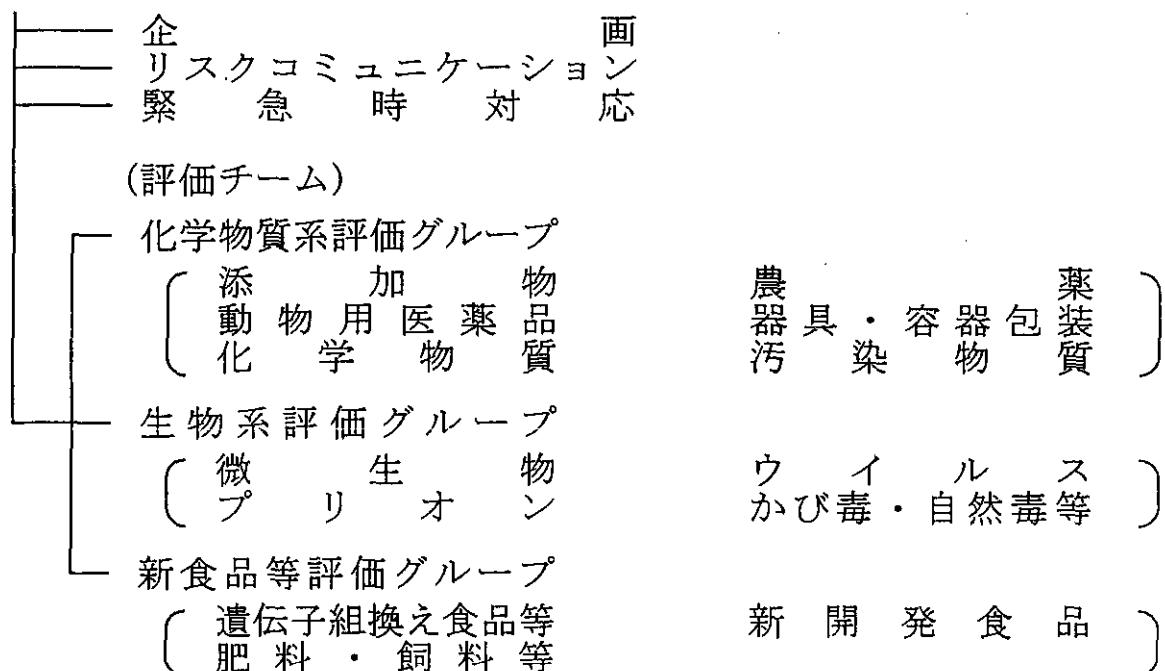
食品安全委員会の構成

1 委員の構成



2 専門調査会の構成（専門委員：延べ200名程度）

食品安全委員会



3 事務局の構成（事務局員：54名 技術参与（非常勤）：25名）

事務局（事務局長、次長、4課1官）

